

入 札 公 告

下記のとおり入札に付します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し
- (2) 対象米穀 : 別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）による。
- (3) 入札数量の上限数量 : 農林水産省農産局長が入札参加者別に設定する数量。
この数量は、各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの係るすべての対象米穀に対する入札数量の上限である。
- (4) 申込数量の制限 : 入札書に記載する申込数量は、対象米穀一覧表の各整理番号の提示数量を超えてはならない。
対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号については、入札書に記載する申込数量を、当該整理番号の提示数量の全量とする。
- (5) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの玄米60キログラム当たりの価格及び数量（トン）により行うものとする。
初度の申込みに係る入札において落札残が生じる場合は、落札残について入札を行う。
入札は、政府所有米麦情報管理システム（以下「米麦システム」という。）の機能を用いて実施する。
- (6) 引取期限 : 令和7年4月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）

2 入札に参加する者

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農産局長通知）第2の3により、入札に参加する者の要件を満たすことを農林水産省農産局長から通知を受けている者（以下「入札参加者」という。）。

3 入札関係書類の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 掲載ウェブサイト

入札書の様式は、受託事業体、年産によって整理番号等が異なるので注意すること。

① 株式会社神明 米穀事業本部 農産部 受託事業体チームの掲載ウェブサイト

<https://www.akafuji.co.jp/business/sales.html>

② 農林水産省農産局のウェブサイト（政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_hambai.html

(2) 期間：令和7年3月3日（月）から令和7年3月10日（月）まで

4 入札説明会

入札参加者を対象に、農林水産省農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）との共催で入札説明会を行う。

(1) 参加申込期限： 令和7年3月4日（火）10：00

(2) 申込方法： 下記の申込先メールアドレスに、法人名、出席者の所属、役職及び氏名並びに連絡先（メールアドレス及び電話番号）を記載した電子メールを送信すること。

メールの件名は「令和7年3月4日入札説明会参加申込み（〇〇）」とすること。

注：「（〇〇）」には、法人の略称を記入。

申込先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(3) 入札説明会開催日時：令和7年3月4日（火）15：00～

(4) 開催方法等：WEB会議（Microsoft Teams）により開催する。

参加者は、貿易業務課から送信するWEB会議用のURLにより参加する。

5 入札書の提出方法等

(1) 提出先

提出先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換えする。）

(2) 入札書等受付締切日時

① 初度の申込み

令和7年3月10日（月）10時00分必着

② 落札残がある場合の申込み

令和7年3月11日（火）16時00分必着

※ ①の入札の進行状況により、時間を変更する場合がある。変更する場合は、貿易業務課から、入札参加者に連絡する。

(3) 入札書の作成方法

入札書は、別紙2の入札書（注）により、受託事業体別、年産別に作成すること。

※注：入札書の電子ファイルは、貿易業務課から入札参加者に提供する。

入札を希望する整理番号の申込数量（トン単位）、申込単価（円/玄米60kg当たり）を入力すること。

入札を希望しない整理番号の申込数量欄及び申込単価欄は空欄とし、「0」（ゼロ）を含めて何も入力しないこと。

入札の様式は、行及び列の加除、整理番号の変更又は削除をはじめ、様式の変更を行わないこと。

入札書のファイル名は、「受託事業体：○年産：○度：入札参加者（略称）」とすること。（例：「〇〇食糧：6年産：初度：〇〇米穀」）

(4) 入札書の提出方法

入札書を添付した電子メールを、(1)の提出先メールアドレスに、(2)の入札書等受付締切日時までに送信すること。

提出先メールアドレスに電子メールを受信後、貿易業務課から入札参加者に入札書を受領した旨を返信する。（一定の時間が経過しても返信がない場合は、貿易業務課に問い合わせていただきたい。（夜間、休日を除く。））

返信メール送信後の入札書の変更、再提出は認めない。

また、入札書を添付した電子メールが複数回送信された場合は、最も早く到着した電子メールを有効とする。

6 入札（開札）を執行する日時

(1) 日時：令和7年3月10日（月）～令和7年3月12日（水）

(2) 入札は、米麦システムの機能を用いて実施する。

7 入札の無効又は取消し

(1) 本公告に示した入札参加者でない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書は、代表者名等が記載されたものとし、申込数量にトン未満の端数を付した入札並びに申込単価に円未満の端数を付した入札は、無効とする。

(3) 同一の整理番号に対し、入札者が2通り以上の意思表示をした際は、当該申込を無効とする。

(4) 入札公告後において、品質上の理由等により、入札に付された対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、1の(2)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する入札を取り消すことがある。

(5) その他この入札に関する制限に違反する入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

次の方法により落札者として決定する。

- (1) 入札参加者から提出のあった入札書において、整理番号ごとに最低販売価格を上回る札のうち、最も高価の札から販売予定数量に達するまでの札を入れた入札参加者を落札者として決定する。
- (2) 落札となる同価の札を入れた入札参加者が2以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 最後の順位となる落札者が2以上ある場合は、入札参加者又は入札事務に関係のない農林水産省職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) (1)から(3)までの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して販売予定数量を超える場合は、その超える数量については落札がないものとする。
- (5) 落札残に係る入札においては、入札参加者が入札書に記載した各整理番号の申込数量から、当該整理番号に係る落札数量を差し引いた数量を申込数量とする。

9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

当該入札に係る契約者及び当該契約者に係る契約数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

11 同意事項

- (1) 在庫倉庫における在姿での引渡しとする。
- (2) 引渡数量は、対象米穀一覧表の備考欄に記載した数量となる。
- (3) 引取期限（令和7年4月末日）までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の入札に参加できないこと。
 - ② 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を停止又は取消す場合があること。

12 その他

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。

- (2) 2の「入札に参加する者」については、農林水産省職員が確認を行い、要件を満たさないことが確認されたときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合があります。
- (3) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

令和7年3月3日

所在地：東京都中央区日本橋小網町 16-15

受託事業体名：株式会社神明

農産部受託事業体チーム

担当：上田、久保田、中尾

電話：03-3666-3506

【別紙１】

政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し対象米穀一覧表

受託事業体： 株式会社神明

整理番号	保管倉庫 の所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	備考
45001	北海道	水稻うるち玄米	令和５年産	北海道	ななつぼし	１等	フレコン １,０２０	１,５３０	１,５３０,０００
45002	北海道	水稻うるち玄米	令和５年産	北海道	ななつぼし	１等	フレコン １,０２０	８５９	８５８,８４０
45003	北海道	水稻うるち玄米	令和５年産	北海道	ななつぼし	１等	フレコン １,０２０	７０２	７０１,７６０
45004	山形県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	２等	フレコン １,０２０	６２３	６２３,２２０
45005	山形県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	２等	紙袋 ３０	６８７	６８７,４５０
45006	山形県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	コシヒカリ	２等	紙袋 ３０	５６３	５６３,４６０
45007	山形県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	２等	フレコン １,０２０	５６３	５６３,０４０
45008	山形県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	２等	紙袋 ３０	１,５９０	１,５９０,３００
45009	山形県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	コシヒカリ	３等	紙袋 ３０	４５１	４５１,２９０
45010	宮城県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	２等	フレコン １,０２０	８３１	８３１,３００
45011	新潟県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	２等	紙袋 ３０	９１７	９１７,２８０
45012	群馬県	水稻うるち玄米	令和５年産	栃木県	コシヒカリ	１等	フレコン １,０２０	６７９	６７９,３２０
45013	埼玉県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	２等	フレコン １,０２０	３,４８０	３,４８０,２４０
45014	埼玉県	水稻うるち玄米	令和５年産	新潟県	こしいぶき	３等	フレコン １,０２０	５６９	５６９,１６０

(注) 備考欄の数量は、当該ロットの実重量 (kg) である。

【別紙 2】

令和 年 月 日

株式会社神明

米穀事業本部 農産部 殿

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 氏 名：

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し入札書（〇回）

（令和 5 年産）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
45001		
45002		
45003		
45004		
45005		
45006		
45007		
45008		
45009		
45010		
45011		
45012		
45013		
45014		

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

1 入札参加者の心得

- (1) 入札参加者は、あらかじめ、入札公告、この入札説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年2月14日付け6農産第4375号。以下「条件付売渡し要領」という。）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を入札執行者に対して提出させなければならない。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等受付締切日時を過ぎたときは、応札することができない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 入札書の記載等

- (1) 入札書は、別紙2の書式により作成し申請者の氏名を表記し応札しなければならない。
- (2) 入札書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、入札参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。なお、代理人をして応札させる場合は、代理人の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による応札の場合は、入札書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 入札書（別紙2）の申込数量は、別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、買い受けを申し込む数量をトンの単位で記載（入力）することし、トン未満の端数を付してはならない。

また、提示数量が30トン未満の整理番号については、申込数量を当該整理番号の提示数量の全量とすること。

- (6) 入札書（別紙2）の申込単価は、消費税及び地方消費税相当額を含まない容器包装込みの玄米60キログラム当たりの金額を円の単位で記載（入力）するものとし、円未満の金額を付してはならない。

なお、販売代金の支払に当たっては、落札単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。

- (7) 落札残が生じる場合は、これを対象として入札を行うこととし、入札は5回（初回を含む。）まで行う。

上記の入札（初回から5回）については、入札公告5の(2)の①の初度の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（初回から5回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

初回から5回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (8) (7)の入札を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに5回入札（6回から10回）を行う。

上記の落札残に係る入札（6回から10回）については、入札公告5の(2)の②の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（6回から10回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

6回から10回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (9) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 入札参加者の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る対象米穀に対する入札数量の合計が、入札公告の1の(3)の農林水産省農産局長が入札参加数者別に設定する上限数量を超える者のすべての入札
- (2) 落札残に係る入札において、これまで落札した数量と落札残に係る申込数量の合計が上限数量を超えた場合の当該落札残に係る入札
- (3) 対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号の入札において、提示数量の全量を申込数量としない入札
- (4) 入札書の様式を変更した入札
- (5) 競争に参加する要件を満たしていない者がした入札
- (6) 買受申込みに際し、虚偽の申告をした者がした入札
- (7) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (8) 入札者の記名のない入札
- (9) 入札価格を訂正した入札
- (10) 入札価格に円未満の数を付した入札
- (11) 入札書が所定の記載方法によらない入札
- (12) 整理番号別の提示数量を超えて入札した者の当該整理番号に対する入札

- (13) 入札の対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な入札
- (14) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした入札
- (15) 入札者が2通り以上の意思表示をした際の当該入札
- (16) 入札に制限を設けた場合に、その制限に反して入札をした者の入札
- (15) 入札公告5の(4)以外の電信、電報及びファクシミリによる入札
- (16) 公正な手段によらない入札
- (17) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した入札

4 落札結果の通知

- (1) 落札の結果は、入札参加者に対し、入札執行日の最終日の翌日までに原則として入札要件審査の申請書に記載してある連絡先等に連絡を行う。
- (2) 落札の決定が遅れる等により、結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 契約の締結

- (1) 落札した入札参加者は、令和7年3月19日（水）までに契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札した入札参加者は、契約締結後、速やかに、農林水産省農産局長（農林水産省農産政策部企画課）に、条件付売渡し要領第5の1に基づく計画書を提出しなければならない。

7 入札に関する問い合わせ先

東京都中央区日本橋小網町 16-15
株式会社神明
米穀事業本部 農産部
担当：上田、久保田、中尾
電話： 03-3666-3506

令和7年3月3日

買戻し条件付政府備蓄米取扱い契約書

買戻し条件付政府備蓄米（以下「政府所有米穀」という。）の販売等業務の受託事業体である株式会社神明（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農林水産省農産局長通知）に基づき、乙による政府所有米穀の取扱いについて下記のとおり契約する（以下「本契約」という。）。

第1条（目的）

甲は、政府所有米穀の販売等に関する業務について、政府から販売等の業務代行の委託を受けた。本契約は、政府と甲の政府所有米穀の販売業務委託契約書に添付された政府所有米穀の販売等業務仕様書に基づき、甲が乙に引渡しする政府所有米穀の取扱い事項を定めるものであり、その他別途定める事項を除き、甲乙間の取引に共通して適用されるものとする。

第2条（契約の締結）

乙は、政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し要領に規定する政府所有米穀の買受資格者とし、甲は政府所有米穀の販売等業務の受託事業体とする。甲又は乙がそれぞれの要件を喪失した場合以降の取引はできないものとする。

2 乙は、政府所有米穀買受の決定後、直ちに甲との間で本契約を締結する。

第3条（契約内容）

政府所有米穀の種類、買受数量、単価、買受金額、引渡し期限、引渡し場所、買受代金振込日その他取引に必要な事項は、別途定める。

第4条（米穀の用途）

乙は、買い受けた政府所有米穀を主食の用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売・譲渡してはならない。

第5条（政府所有米穀の引渡し）

甲は、買受代金を政府に納付し、政府が引渡しを承認後、別途定めた引渡場所に持ち込み、乙に引渡すものとする。

2 引渡数量は、保管時に管理している量目に基づく発倉庫出荷数量最終とする。

3 甲は、政府から通知される引渡通知書に記載されている引渡日を乙に連絡し、乙は引渡日に政府所有米穀を受取るものとする。

4 乙は、政府所有米穀を引取り後、甲に対し所定の受取り報告をする。

5 乙は、引渡数量に量目欠減が発生した場合は、速やかに欠減状況を甲に報告する。甲は、乙から報告を受けた場合、速やかに農産局長に報告し、乙は、農産局長からの指示に従う。

第6条（引渡現品の管理）

乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

第7条（異常時の対応）

乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

第8条（契約の内容に適合しない現品の交換）

乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定共有特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等同量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであって、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等同量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。
ただし、甲が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。
また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

第9条（催告による契約の解除）

甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第10条（催告によらない契約の解除等）

甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局

長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。
 - 三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。
 - 四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
 - 六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。
 - 4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第11条、第12又は第13条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

第11条（属性要件に関する契約解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第12条（行為要件に基づく契約解除）

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第13条（表明確約）

乙は、第11条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、第11条各号及び前条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第14条（再請負契約等に関する契約解除）

乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

第15条（違約金）

乙は、第9条、第10条第2項の各号、第11条、第12条又は前条第2項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

第16条（違約金の納付期限）

乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

第17条（損害賠償）

乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなかったことを立証した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。
 - 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
 - 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

第18条（責任）

甲又は乙は、政府所有米穀の販売等に関する業務の実施において、自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなければならない。

第19条（責任の免除）

甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

第20条（帳簿等の整備等）

乙は、買い受けた米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備しなければならない。

- 2 乙は、乙の販売先との間で、買い受けた米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備させるとともに、当該米穀の精米の販売状況について紙様式により、報告を求めることについて約定しなければならない。

第21条（調査、報告）

乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、乙の販売先との間で、本契約により買い受けた米穀について、乙の販売先は、原則として玄米による販売は行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、乙の販売先がとう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合や給食等を提供する事業者に販売する場合には、玄米による販売を行うことができる。
- 4 乙は、乙の販売先との間で、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた

ときは、これに協力することについて約定しなければならない。

- 5 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 6 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

第 2 2 条（業務委託の禁止）

乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章の I の第 2 の 5 により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

第 2 3 条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

第 2 4 条（乙に係る制限）

乙は、政府が売渡しを行った政府所有米穀と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しに係る契約を政府と締結する。

- 2 乙は、前項の農産局長が定める期日について農産局長と協議を行うことができる。

第 2 5 条（買受代金の支払い）

買受代金の支払いは前納制とする。甲は請求書を乙に届け、乙は、甲の口座に振込みにて支払う。

- 2 振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙から支払われた代金は甲を通じて政府に納付する。

第 2 6 条（所有権の移転と危険負担）

政府所有米穀の所有権は、5 条第 1 項において引取りを指定した引渡し場所での引渡しをもって、政府から乙に移転する。

- 2 甲乙双方の責に帰しえない事由により政府所有米穀の全部又は一部が滅失、毀損又は変質したときは、双方協議の上この解決にあたるものとする。

第 27 条（第三者損害）

乙は、政府所有米穀の販売等の実施により第三者に損害を及ぼした場合、乙は当該第三者に対して責任を負うものとする。

第 28 条（秘密保持義務）

甲及び乙は、本契約の期間中及びその終了後といえども、政府所有米穀の販売等に関する業務に関して知り得た相手方の業務上の秘密情報を、本契約以外の目的に利用し、もしくは第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、甲が法令又は第 1 条に定める政府との間の業務委託契約に基づき、政府に対して行なう情報の開示に関しては、適用しない。

第 29 条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承認を得ることなく、本契約に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 30 条（変更）

甲及び乙は、本契約その他の取引条件について、経済事情の変動、政府所有米穀の安全に関する規制の変更その他やむを得ない事由により変更の必要性が生じたときは、双方協議の上書面により変更するものとする。

第 31 条（法令遵守）

甲及び乙は、本契約及びこれらに付随する合意の遂行に際し、国内外の関連法律、条例、規則等を遵守する。

第 32 条（契約有効期間）

本契約の有効期間は締結日より令和〇年〇月〇日までとする。

第 33 条（存続条項）

第 4 条、第 14 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、及び第 28 条は、本契約終了後も引き続き有効とする。

第 34 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各 1 通保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

乙

別添様式

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書

（買受資格者名） 宛

年 月 日

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 （玄米トン）	金額 （円（税抜き価格））
（合計）						0	0

（記載要領）
※1 表1及び2については、表1の産年、産地、品種ごとに作成すること。
※2 表2の販売数量欄は、買い受けた当該米穀を販売した数量を、**隔週ごと**（月曜～翌週の日曜日まで（例：3/31～4/13））**に取りまとめ、直ちに報告**すること。
※3 買い受けた産年、産地、品種が複数の場合は、表1及び2を追加すること。また、表2の販売先欄が足りない場合は、適宜行を追加し、販売数量の隔週欄が足りない場合は、適宜列を追加して記入すること。
※4 買受数量欄は玄米トン、販売予定数量欄及び販売数量欄は実トン単位（少数第1位は四捨五入）、販売金額欄は円単位（税抜き価格）で記入すること。
※5 報告に際しては、原則として電子ファイルをメールで送付すること。なお、ファイル名は「条件付売渡しの販売数量等報告書（商号又は名称）」とすること。

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 （地番除く）	等級	包装	種類	販売予定数量 （実トン）	販売金額 （円（税抜き価格））	販売数量（合計）							
								（実トン）	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○
								0							
								0							
								0							
								0							
（合計）						0	—	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウニリスト（中食・外食事業者、小売事業者）のいずれかを選択すること。
※ 種類欄は、ブルダウニリスト（精米、玄米）のいずれかを選択すること。

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 （玄米トン）	金額 （円（税抜き価格））
（合計）						0	0

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 （地番除く）	等級	包装	種類	販売予定数量 （実トン）	販売金額 （円（税抜き価格））	販売数量（合計）							
								（実トン）	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○	○/○ ～ ○/○
								0							
								0							
								0							
								0							
（合計）						0	—	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウニリスト（中食・外食事業者、小売事業者）のいずれかを選択すること。
※ 種類欄は、ブルダウニリスト（精米、玄米）のいずれかを選択すること。

買戻し条件付政府備蓄米取扱い契約書別紙

1. 对象取引

見積合せ実施日	用途	販売対象月
令和○年○月○日	主食用	令和○年○月～○月

2. 取引明細

[illegible]

3. 引渡条件

引渡期限	令和〇年〇月〇日	まで
引渡場所	取引明細参照	における置き場渡し
運賃負担	乙の手配・負担	
保管料負担	引渡期以降、乙の負担	
出庫料負担	乙の負担	
包装形態	取引明細参照	
決済条件	商品引渡前までに甲の指定口座へ振込	
検査方法	数量: 検収数量最終	品質: 引渡倉庫出荷時最終
その他	① 引渡終了後の契約米穀の流通用途に関しては、受託事業体の業務対象外とする。 ② 引渡数量は、対象米穀一覧表の備考欄に記載した数量となる。 ③ 上記金額には消費税及び地方消費税は含まれない。消費税率が改正された場合には、新税率を適用して消費税及び地方消費税を計算した対価の額と合わせて支払う。	

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通保有する。 契約年月日 令和〇年〇月〇日

甲

2